

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月26日	【軽自動車税管理台帳ファイル】 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ②提供先における用途	警察や公安委員会の捜査のため、道路交通法などに違反した軽自動車税の納税義務者の登録状況を確認する。	警察や公安委員会の捜査のため、道路交通法などに違反した軽自動車税(種別割)の納税義務者の登録状況を確認する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない(税制改正に伴う修正)
令和2年6月26日	【軽自動車税管理台帳ファイル】 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2 ③提供する情報	軽自動車税の所有者情報(住所・氏名・標識番号・車体番号など)	軽自動車税(種別割)の所有者情報(住所・氏名・標識番号・車体番号など)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない(税制改正に伴う修正)
令和2年6月26日	【軽自動車税管理台帳ファイル】 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6 特定個人情報の保管・消去 ② 保管期間 その妥当性	地方税法上の軽自動車税の賦課決定は、法定納期限の翌日から計算して3年を経過する前日までであるが、滞納者の時効中断等によりこれを超過する場合があるため。(地方税法第17条の5)	地方税法上の軽自動車税(種別割)の賦課決定は、法定納期限の翌日から計算して3年を経過する前日までであるが、滞納者の時効中断等によりこれを超過する場合があるため。(地方税法第17条の5)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない(税制改正に伴う修正)
令和2年6月26日	【個人住民税課税台帳ファイル】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	【窓口等】 ① 番号法第7条(通知カード)、第17条(個人番号カード)により、申請受付の際は、窓口で個人番号カードまたは通知カードと他の証(免許証、パスポート等)明書類の提示を受けて、本人確認を徹底する。 ② (略)	【窓口等】 ① 申請受付の際は、窓口で個人番号カードまたは顔写真入りの身分証明書(免許証、パスポート等)、官公庁発行の資格者証等及び個人番号確認書類の提示を受けて、本人確認を徹底する。 ② (略)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない(番号法改正に伴う修正)
令和2年6月26日	【個人住民税課税台帳ファイル】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	【窓口等】 ① 提出された申告資料に記載された個人番号が申告者、申請者(届出人)本人の個人番号の場合は、窓口で個人番号カードまたは通知カードと顔写真入りの身分証明書(免許証、パスポート等)、官公庁発行の資格者証等及び個人番号確認書類の提示を求め、個人番号の真正性を確認する。 ※以下(略)	【窓口等】 ① 提出された申告資料に記載された個人番号が申告者、申請者(届出人)本人の個人番号の場合は、窓口で個人番号カードまたは顔写真入りの身分証明書(免許証、パスポート等)、官公庁発行の資格者証等及び個人番号確認書類の提示を求め、個人番号の真正性を確認する。 ※以下(略)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない(番号法改正に伴う修正)
令和2年6月26日	【軽自動車税管理台帳ファイル】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【窓口等】 ① (略) ② (略) ③ 軽自動車検査協会や運輸支局から入手する帳票(軽自動車税申告書)による特定個人情報、配達記録が残る郵送方法により收受している。また、收受日に、帳票の受領確認書を発送元宛てにFAXすることにより、收受の有無を速やかに連絡している。 ④ 軽自動車検査協会や運輸支局から入手した、特定個人上表が記載されている帳票(軽自動車税申告書)は、施錠可能な保管庫にて管理することにより、紛失などによる情報漏洩を防止している。 ※以下(略)	【窓口等】 ① (略) ② (略) ③ 軽自動車検査協会や運輸支局から入手する軽自動車税(環境性能割・種別割)申告書(報告書)による特定個人情報は、配達記録が残る郵送方法により收受している。また、收受日に、帳票の受領確認書を発送元宛てにFAXすることにより、收受の有無を速やかに連絡している。 ④ 軽自動車検査協会や運輸支局から入手した、特定個人上表が記載されている軽自動車税(環境性能割・種別割)申告書(報告書)は、施錠可能な保管庫にて管理することにより、紛失などによる情報漏洩を防止している。 ※以下(略)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない(税制改正に伴う修正)
令和2年6月26日	【個人住民税課税台帳ファイル】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	【窓口等】 ① 提出された申告資料に記載された個人番号が申告者、申請者(届出人)本人の個人番号の場合は、窓口で個人番号カードまたは通知カードと顔写真入り身分証明書(免許証、パスポート等)、官公署発行の資格者証等の提示を求め、個人番号の真正性を確認する。 以下省略	【窓口等】 ① 提出された申告資料に記載された個人番号が申告者、申請者(届出人)本人の個人番号の場合は、窓口で個人番号カードまたは顔写真入りの身分証明書(免許証、パスポート等)、官公庁発行の資格者証等及び個人番号確認書類の提示を求め、個人番号の真正性を確認する。 以下省略	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない(番号法改正に伴う修正)
令和2年6月26日	【軽自動車税管理台帳ファイル】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 リスク3: 入手した特定個人情報情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	【事前の手続等】 ① 番号法第7条(通知カード)、第17条(個人番号カード)により、申請受付の際は、窓口で個人番号カードまたは通知カードと、他の証明書類として顔写真入りの身分証明書(免許証、パスポート等)や官公庁発行の資格者証等の提示を受けて、本人確認を徹底する。 ② (略)	【事前の手続等】 ① 申請受付の際は、窓口で個人番号カードまたは顔写真入りの身分証明書(免許証、パスポート等)、官公庁発行の資格者証等及び個人番号確認書類の提示を受けて、本人確認を徹底する。 ② (略)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない(税制改正に伴う修正)
令和2年6月26日	【軽自動車税管理台帳ファイル】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	【窓口等】 ① 提出された申告資料に記載された個人番号が申告者、申請者(届出人)本人の個人番号の場合は、窓口で個人番号カードまたは通知カードと顔写真入り身分証明書(免許証、パスポート等)、官公庁発行の資格者証等の提示を求め、個人番号の真正性を確認する。 ② (略) ③ (略) 【システム】 ① (略)	【窓口等】 ① 提出された申告資料に記載された個人番号が申告者、申請者(届出人)本人の個人番号の場合は、窓口で個人番号カードまたは顔写真入りの身分証明書(免許証、パスポート等)、官公庁発行の資格者証等及び個人番号確認書類の提示を求め、個人番号の真正性を確認する。 ② (略) ③ (略) 【システム】 ① (略)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない(税制改正に伴う修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月26日	【軽自動車税管理台帳ファイル】Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者特定個人情報の使用の記録	【事前の手続等】 (1)課税課長は、次の帳簿及び書類つづりを作成しなければならないルールを設けている。 ①「特別区民税・都民税証明、軽自動車税納税証明交付申請書」つづり ②「軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書(原動機付自転車・小型特殊自動車)」つづり ③「軽自動車税(種別割)廃車申告書兼標識返納書(原動機付自転車・小型特殊自動車)」つづり ④「軽自動車税申告書(報告書)」つづり ⑤「軽自動車税申告書(消滅用)、軽自動車変更(転出)申告書」つづり ※以下(略)	【事前の手続等】 (1)課税課長は、次の帳簿及び書類つづりを作成しなければならないルールを設けている。 ①「特別区民税・都民税証明、軽自動車税(種別割)納税証明交付申請書」つづり ②「軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書(原動機付自転車・小型特殊自動車)」つづり ③「軽自動車税(種別割)廃車申告書兼標識返納書(原動機付自転車・小型特殊自動車)」つづり ④「軽自動車税(環境性能割・種別割)申告書(報告書)」つづり ⑤「軽自動車税(環境性能割・種別割)申告書(消滅用)、軽自動車(環境性能割・種別割)変更(転出)申告書」つづり ※以下(略)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない(税制改正に伴う修正)
令和2年6月26日	【軽自動車税管理台帳ファイル】Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3特定個人情報の使用 リスク3:従業員が事務外で使用するリスク	【事前の手続等】 (全般)システム利用職員への研修において、下記のシステム対策や他自治体での事例等を紹介し、事務外利用の禁止等について周知・徹底する。 ①条例において事務の目的以外で利用してはならないことを定めている。 ②情報セキュリティルールにおいて、事務外での利用禁止を次のように定めている。 ・対象情報システムは、課税業務以外の目的には使用しない。 ・対象情報システムに記録されている個人情報等のデータについて、改ざんや業務目的のコピーを禁止する。 ・職員以外の委託先には、「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を契約書に添付し遵守させる。 ・アルバイトや派遣職員を雇用する際は、業務上知りえた情報の業務外利用の禁止事項を説明し、禁止事項に関する条項を含めた誓約書(臨時職員にあたる者の確認書)を署名・捺印してもらっている。 【システム】 ①個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、従業員が事務外で特定個人情報を使用するリスクの抑止を図っている。	【事前の手続等】 (全般)システム利用職員への研修において、下記のシステム対策や他自治体での事例等を紹介し、事務外利用の禁止等について周知・徹底する。 ①条例において事務の目的以外で利用してはならないことを定めている。 ②情報セキュリティルールにおいて、事務外での利用禁止を次のように定めている。 ・対象情報システムは、課税業務以外の目的には使用しない。 ・対象情報システムに記録されている個人情報等のデータについて、改ざんや業務目的のコピーを禁止する。 ・職員以外の委託先には、「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を契約書に添付し遵守させる。 ・アルバイトや派遣職員を雇用する際は、業務上知りえた情報の業務外利用の禁止事項を説明し、禁止事項に関する条項を含めた誓約書(宣誓書、勤務条件通知書)を署名・捺印してもらっている。 【システム】 ①個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、従業員が事務外で特定個人情報を使用するリスクの抑止を図っている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない(軽微な文言修正)
令和2年6月26日	【軽自動車税管理台帳ファイル】Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転 リスク3:誤った情報を提供・移転してしまうリスク	【事前の手続等】 ①～③(略) ④軽自動車税の課税台帳を作成・修正する毎に別の担当が作成・修正内容を確認・照合することで誤った特定個人情報を提供・移転してしまうことを防いでいる。 ⑤及び⑥(略) 【システム】 (略)	【事前の手続等】 ①～③(略) ④軽自動車税(種別割)の課税台帳を作成・修正する毎に別の担当が作成・修正内容を確認・照合することで誤った特定個人情報を提供・移転してしまうことを防いでいる。 ⑤及び⑥(略) 【システム】 (略)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない(税制改正に伴う修正)
令和2年6月26日	【収納管理ファイル】Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手 リスク1:目的外の入手が行われるリスク 対象者以外を入手することを防止するための措置の内容	【システム】 ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、対象者以外の情報以外を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を設定している。 ②個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。 ③宛名コードをキーとした情報連携により、別人の情報が連携されることのないよう設計を行っている。	【システム】 ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、対象者以外の情報以外を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を設定している。 ②個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。 ③宛名番号をキーとした情報連携により、別人の情報が連携されることのないよう設計を行っている。	事後	重要な変更にと当たらない(用語の統一)
令和2年6月26日	【収納管理ファイル】Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手 リスク1:目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	【システム】 ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、対象者以外の情報以外を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を設定している。 ②個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。 ③宛名コードをキーとした情報連携により、別人の情報が連携されることのないよう設計を行っている。	【システム】 ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、対象者以外の情報以外を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を設定している。 ②個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。 ③宛名番号をキーとした情報連携により、別人の情報が連携されることのないよう設計を行っている。	事後	重要な変更にと当たらない(用語の統一)
令和2年6月26日	【収納管理ファイル】Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手 リスク3入手した特定個人情報個人番号の真正性確認の措置の内容	【窓口等】 ①個人番号が申告者、申請者(届出人)本人の個人番号の場合は、窓口で個人番号カードまたは通知カードと顔写真入り身分証明書(免許証、パスポート等)、または、複数の官公庁発行の資格証等の提示を求め、個人番号の真正性を確認する。 ②代理人による申請の際は、委任状のほかに、個人番号または通知カードと本人確認書類の提示を求め個人番号の真正性を確認する。 ③個人番号とその他識別番号(内部番号)を利用し、複合的チェックを行う。	【窓口等】 ①個人番号が申告者、申請者(届出人)本人の個人番号の場合は、窓口で個人番号カードと顔写真入り身分証明書(免許証、パスポート等)、または、複数の官公庁発行の資格証及び個人番号確認書類等の提示を求め、個人番号の真正性を確認する。 ②代理人による申請の際は、委任状のほかに、個人番号カード及び個人番号確認書類の本人確認書類の提示を求め個人番号の真正性を確認する。	事後	重要な変更にと当たらない(用語の統一)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月26日	【収納管理ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限の無い職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	【事前の手続等】 ①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定めている。 ②システム改修・データ連携を開始する前に、個人情報保護審議会へ連携するデータ項目を報告し、承認を得るルールを定めている。なお、報告するデータ項目は事務で必要な項目のみである。 ③業務上必要のない情報や、保持を許可されていない情報を収集、記録してはならない旨のルールを定めている。 ④毎年、セキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育を行っている。 【システム】 ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を設定している。	【事前の手続等】 ＜顔認証＞ ・システムの利用には顔認証のための生体情報の登録を事前に行っている。 ・離席時や業務上必要のないときは、パソコンの画面ロックまたはログオフをしなければならないルールを定めている。 ＜ID＞ ・自己が利用しているIDは、他人に利用させてはならない、また他人にIDを利用してはならないルールを定めている。 ＜パスワード＞ ・パスワードは定期的に変更するルールを定めている。 ・職員等間でパスワードを共有してはならないルールを定めている。 【システム】 ①限られた端末でのみ利用可能とし、生体情報(顔情報)及びパスワードによる認証を行い、利用できる職員・委託事業者を限定している。	事後	重要な変更当たらない(用語の統一)
令和2年6月26日	【収納管理ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限の無い職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権の発効・失効の管理 具体的な管理方法	【システム】 ①管理者権限を持つ職員のみが、限られた端末でのみ利用設定(操作者カードと暗証番号による認証)を行い、利用できる操作者を限定している。	【システム】 ①管理者権限を持つ職員のみが、限られた端末でのみ利用設定(職員ID及び職員IDと紐づけられた生体情報と暗証番号による認証)を行い、利用できる操作者を限定している。	事後	重要な変更当たらない(対策の向上)
令和2年6月26日	【収納管理ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限の無い職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	【システム】 ①管理者権限を持つ職員のみが、限られた端末でのみ利用設定(操作者カードと暗証番号による認証)を行い、利用できる操作者を限定している。	【システム】 ①管理者権限を持つ職員のみが、限られた端末でのみ利用設定(職員ID及び職員IDと紐づけられた生体情報と暗証番号による認証)を行い、利用できる操作者を限定している。	事後	重要な変更当たらない(対策の向上)
令和2年6月26日	【収納管理ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱の委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	①委託契約書において、要員名簿の提出と変更時における報告・更新を義務付けている。 ②組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を設定している。	①委託契約書において、要員名簿の提出と変更時における報告・更新を義務付けている。また、作業者については、生体情報の登録の同意書の提出を義務付けている。 ②委託作業内容ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を設定している。	事後	重要な変更当たらない(対策の向上)
令和2年6月26日	【収納管理ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱の委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な制限方法	【事前の手続等】 ①委託契約書において、要員名簿の提出と変更時における報告・更新を義務付けている。 【システム】 ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を設定している。	【事前の手続等】 ①委託事業者が派遣する作業員全員に生体情報の登録を義務付けている。 【システム】 ①個人(ID)と生体情報の組み合わせにより作業者を特定し、操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理している。	事後	重要な変更当たらない(対策の向上)
令和2年6月26日	【滞納管理ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手 リスク3入手した特定個人情報 個人番号の真正性確認の措置の内容	【窓口等】 ①個人番号が申告者、申請者(届出人)本人の個人番号の場合は、窓口で個人番号カードまたは通知カードと顔写真入り身分証明書(免許証、パスポート等)、または、複数の官公庁発行の資格証及び個人番号確認書類等の提示を求め、個人番号の真正性を確認する。 ②代理人による申請の際は、委任状のほかに、個人番号または通知カードなど本人確認書類の提示を求め個人番号の真正性を確認する。	【窓口等】 ①個人番号が申告者、申請者(届出人)本人の個人番号の場合は、窓口で個人番号カードと顔写真入り身分証明書(免許証、パスポート等)、または、複数の官公庁発行の資格証及び個人番号確認書類等の提示を求め、個人番号の真正性を確認する。 ②代理人による申請の際は、委任状のほかに、個人番号カード及び個人番号確認書類等の本人確認書類の提示を求め個人番号の真正性を確認する。	事後	重要な変更当たらない(用語の統一)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月26日	【滞納管理ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱の委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	①委託契約書において、要員名簿の提出と変更時における報告・更新を義務付けている。 ②組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を設定している。	①委託契約書において、要員名簿の提出と変更時における報告・更新を義務付けている。また、作業者については、生体情報の登録の同意書の提出を義務付けている。 ②委託作業内容ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を設定している。	事後	重要な変更当たらない(対策の向上)
令和2年6月26日	【滞納管理ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱の委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な制限方法	【事前の手続き等】 ①ICカード使用簿等に従事者及び作業内容を記録させ提出させている。 【システム】 ①個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理している。	【事前の手続き等】 ①委託事業者が派遣する作業員全員に生体情報の登録を義務付けている。 【システム】 ①個人(ID)と生体情報の組み合わせにより作業者を特定し、操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理している。	事後	措置内容を現状のものに変更した。(対策の向上)
令和2年6月26日	【軽自動車税管理台帳ファイル】 別紙2「(別添1-2)軽自動車税」	⑨納付 軽自動車税 ⑩納付 軽自動車税 ⑬軽自動車税納税証明書の交付申請・交付	⑨納付 軽自動車税(種別割) ⑩納付 軽自動車税(種別割) ⑬軽自動車税(種別割)納税証明書の交付申請・交付	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない(税制改正に伴う修正)
令和2年6月26日	【軽自動車税管理台帳ファイル】 別紙2-1_事務の概要(軽自動車税)	(略) ① 4月1日に区内に定置場が所在する軽自動車等を有する者を課税対象者として、課税対象者情報を準備する。(地方税法第442条の2、第445条) ② 納税者の軽自動車等の登録・抹消情報を受領する。(地方税法第441条) 原動機付自転車・小型特殊自動車については、登録した場合は標識交付証明書を、抹消した場合は廃車申告受付書を交付する。入手の頻度は、随時。 納税者からの申請に基づき、標識交付証明書や廃車申告受付書の記載内容の変更及び修正と、再交付を行う。 譲渡や転入などで、前所有者や前住所での廃車申請が未済の原動機付自転車・小型特殊自動車については、新定置場の自治体が旧標識及び標識交付証明書を回収の上、旧定置場の自治体に標識番号や所有者が変更になった旨の「軽自動車税 課税物件異動通知書」を送付する。[平成元年5月2日付 元協議一発第207号・特別区税務課長会通知(平成23年3月14日一部取扱改正)] 軽自動車(三輪・四輪)、二輪の小型自動車については、軽自動車検査協会及び運輸支局の窓口にて收受した軽自動車申告(報告書)を、全国自動車協会連合会で内容を点検後、同会を経由して郵送にて收受する。入手の頻度は、毎月2回程度。 軽自動車申告(報告書)の内容は、新規登録(購入・譲渡・転入など)、廃車(廃棄・譲渡・転出・盗難・紛失など)、変更(名義・住所・氏名・定置場・車両番号など)などで、原動機付自転車・小型特殊自動車などと同様である。 ③～⑤(略) ⑥ 納税者から減免申請書を受領する。(地方税法第454条、大田区特別区民税条例第46条・第46条の2、大田区軽自動車税減免処理要綱第3条) ⑦～⑧(略) ⑨ 税額決定通知書に基づき収納する。(地方税法第446条) ⑩～⑬(略) ⑭ 申請に基づき軽自動車税納税証明書を交付する。また、口座振替及びクレジット収納等の対象者に対し車検用の軽自動車税納税証明書を交付する。(道路運送車両法第97条の2) (随時) (略)	(略) ① 4月1日に区内に定置場が所在する軽自動車等を有する者を課税対象者として、課税対象者情報を準備する。(地方税法第443条、第463条の16) ② 納税者の軽自動車等の登録・抹消情報を受領する。(地方税法第463条の19) 原動機付自転車・小型特殊自動車については、登録した場合は標識交付証明書を、抹消した場合は廃車申告受付書を交付する。入手の頻度は、随時。 納税者からの申請に基づき、標識交付証明書や廃車申告受付書の記載内容の変更及び修正と、再交付を行う。 譲渡や転入などで、前所有者や前住所での廃車申請が未済の原動機付自転車・小型特殊自動車については、新定置場の自治体が旧標識及び標識交付証明書を回収の上、旧定置場の自治体に標識番号や所有者が変更になった旨の「軽自動車税(種別割) 課税物件異動通知書」を送付する。[平成元年5月2日付 元協議一発第207号・特別区税務課長会通知(平成23年3月14日一部取扱改正)] 軽自動車(三輪・四輪)、二輪の小型自動車については、軽自動車検査協会及び運輸支局の窓口にて收受した軽自動車税(環境性能割・種別割)申告書(報告書)を、全国自動車協会連合会で内容を点検後、同会を経由して郵送にて收受する。入手の頻度は、毎月2回程度。 軽自動車税(環境性能割・種別割)申告書(報告書)の内容は、新規登録(購入・譲渡・転入など)、廃車(廃棄・譲渡・転出・盗難・紛失など)、変更(名義・住所・氏名・定置場・車両番号など)などで、原動機付自転車・小型特殊自動車などと同様である。 ③～⑤(略) ⑥ 納税者から減免申請書を受領する。(地方税法第463条の23、大田区特別区民税条例第46条・第46条の2、大田区軽自動車税減免処理要綱第3条) ⑦～⑧(略) ⑨ 税額決定通知書に基づき収納する。(地方税法第463条の18) ⑩～⑬(略) ⑭ 申請に基づき軽自動車税(種別割)納税証明書を交付する。また、口座振替及びクレジット収納等の対象者に対し車検用の軽自動車税(種別割)納税証明書を交付する。(道路運送車両法第97条の2) (随時) (略)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない(税制改正に伴う修正)
令和2年6月26日	01-5【大田区】別紙4「Ⅱ.5提供先追加一覧」提供先56 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第119項)	番号法第19条第7号 別表第二(第120項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない(番号法改正に伴う修正)
令和2年6月26日	01-5【大田区】別紙4「Ⅱ.5提供先追加一覧」提供先64		項目追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない(番号法改正に伴う修正)
令和2年6月26日	01-5【大田区】別紙4「Ⅱ.5提供先追加一覧」提供先65		項目追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない(番号法改正に伴う修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月14日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 (2)法令上の根拠 <情報提供ができる根拠法令>	・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号及び別表第二において第3欄(情報提供者)が「市町村長」であり、第4欄(特定個人情報)に「地方税に関する情報」が含まれる項(1,2,...29,31,...,120の項)	・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号及び別表第二において第3欄(情報提供者)が「市町村長」であり、第4欄(特定個人情報)に「地方税に関する情報」が含まれる項(1,2,...29,30,31,...,120,121の項)	事後	重要な変更にあたらぬ(法令改正による号ずれ項すれ)
令和4年1月14日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 (2)法令上の根拠 <情報提供ができる根拠法令>	(略) 別表第二 29項関係:条項未制定(地方税法関係)(新設) 別表第二 31項関係:第22条(公営住宅法関係)(略) 別表第二 71項関係:条項未制定(雇用対策法関係)(略) 別表第二 102項関係:第50条(廃止前農林共済法関係)(略) 別表第二 116項関係:第59条の2(子ども・子育て支援法関係) 別表第二 117項関係:第59条の2の2(年金生活者支援給付金の支給に関する法律等関係) 別表第二 120項関係:第59条の3(難病の患者に対する医療等に関する法律等関係)(新設)	(略) 別表第二 29項関係:条項未制定(地方税法関係) 別表第二 30項関係:条項未制定(社会福祉法関係) 別表第二 31項関係:第22条(公営住宅法関係)(略) 別表第二 71項関係:条項未制定(労働施策総合推進法関係)(略) 別表第二 102項関係:条項廃止(廃止前農林共済法関係)(略) 別表第二 116項関係:第59条の2の2(子ども・子育て支援法関係) 別表第二 117項関係:第59条の2の3(年金生活者支援給付金の支給に関する法律等関係) 別表第二 120項関係:第59条の3(難病の患者に対する医療等に関する法律等関係) 別表第二 121項関係:第59条の4(公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律関係)	事後	重要な変更にあたらぬ(法令改正による条すれ、法名の修正)
令和4年1月14日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 <<個人住民税>>	-	・④-1の矢印を双方向ではなく一方向(受領)に修正し、通知名称を記載 ・共通納税機能の表示場所を調整し、特定個人情報以外の情報の流れを示す矢印に修正	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(図の見映えの修正)
令和4年1月14日	【個人住民税課税台帳ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[]医療保険関係情報 []障害者福祉関係情報 []介護・高齢者福祉関係情報	[]医療保険関係情報 []障害者福祉関係情報 []介護・高齢者福祉関係情報	事後	重要な変更にあたらぬ(記録項目と入手元の表記を一致させるよう修正)
令和4年1月14日	【個人住民税課税台帳ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ④記録される項目 その妥当性	○業務関係情報 ・国税関係情報:確定申告書の情報を個人住民税の賦課決定及び更正に使用するために保有する。 ・地方税関係情報:個人住民税の賦課決定及び更正をするために記録し、課税の基となる情報を管理・保有する。 ・生活保護・社会福祉関係情報:生活保護非課税の判定を行うために保有する。 ・年金関係情報:年金特別徴収の事務を行うために保有する。	○業務関係情報 ・国税関係情報:確定申告書の情報を個人住民税の賦課決定及び更正に使用するために保有する。 ・地方税関係情報:個人住民税の賦課決定及び更正をするために記録し、課税の基となる情報を管理・保有する。 ・医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報:所得控除額の正当性を確認するために保有する。 ・生活保護・社会福祉関係情報:生活保護非課税の判定を行うために保有する。 ・年金関係情報:年金特別徴収の事務を行うために保有する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(記録項目と入手元の表記を一致させるよう修正)
令和4年1月14日	【個人住民税課税台帳ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ①入手元 評価実施期間内の他部署	戸籍住民課、生活福祉課	戸籍住民課、生活福祉課、国民年金課、介護保険課	事後	重要な変更にあたらぬ(記録項目と入手元の表記を一致させるよう修正)
令和4年1月14日	【個人住民税課税台帳ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度 (1)定期的に入手	-	【区民部国保年金課、福祉部介護保険課からの入手】 ・保険料収納情報:年1回	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(記録項目と入手元の表記を一致させるよう見直し)
令和4年1月14日	【個人住民税課税台帳ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	-	・保険料収納情報については、所得控除額の正当性を確認するために毎年1回入手する必要がある。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(記録項目と入手元の表記を一致させるよう見直し)
令和4年1月14日	【個人住民税課税台帳ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	地方税法第20条の11、第317条の2～第317条の3の3、第325条、附則第7条、大田区特別区税条例第23条～第24条の3、附則第5条、大田区個人情報保護条例第7条～第9条に使用目的を明示している。	地方税法第20条の11、第317条の2～第317条の3の3、第325条、附則第7条、大田区特別区税条例第23条～第24条の3、附則第5条、大田区個人情報保護条例第7条～第9条の2に使用目的を明示している。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(根拠条文の追加もれ)
令和4年1月14日	【個人住民税課税台帳ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	当初課税資料コード化・パンチ業務委託	当初課税資料コード化・データ作成業務委託	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない(委託名称の修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月14日	【個人住民税課税台帳ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	キャリアリンク株式会社	株式会社アール&キャリア	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない(委託先の変更)
令和4年1月14日	【個人住民税課税台帳ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[O]提供を行っている 65件 [O]移転を行っている 9件	[O]提供を行っている 67件 [O]移転を行っている 10件	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(法改正による提供先・移転先の追加)
令和4年1月14日	【個人住民税課税台帳ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先16~66	提供先17~66	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない(法改正による提供先の追加)
令和4年1月14日	【個人住民税課税台帳ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先16	(新規追加)	提供先16 社会福祉協議会	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない(法改正による提供先の追加)
令和4年1月14日	【個人住民税課税台帳ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先67	(新規追加)	提供先67 特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない(法改正による提供先の追加)
令和4年1月14日	【個人住民税課税台帳ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先10	(新規追加)	移転先10 特定公的給付支給主管部門	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない(法改正による移転先の追加)
令和4年1月14日	【個人住民税課税台帳ファイル(eLTAX)】 II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑦再委託の有無	再委託しない	再委託する	事後	重要な変更にあたらぬ(表記の統一)
令和4年1月14日	【個人住民税課税台帳ファイル(eLTAX)】 II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑧再委託の許諾方法	-	事前に再委託先の名称、住所及び再委託業務内容を記載した書面の申請を受けて承諾書を発行し、再委託を認める。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない(表記の統一)
令和4年1月14日	【個人住民税課税台帳ファイル(eLTAX)】 II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑨再委託事項	-	操作方法および運用状況等の問合せ対応業務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない(表記の統一)
令和4年1月14日	【軽自動車税管理台帳ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目※	・識別情報(略) ・連絡先等情報(略) ・業務関係情報 [O] 地方税関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [O] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 災害関係情報	・識別情報(略) ・連絡先等情報(略) ・業務関係情報 [O] 地方税関係情報 [O] 障害者福祉関係情報 [O] 生活保護・社会福祉関係情報 [O] 災害関係情報	事後	重要な変更にあたらぬ(記録項目とその妥当性の表記を統一)
令和4年1月14日	【軽自動車税管理台帳ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[O]紙 [O]情報提供ネットワークシステム []LGWAN	[O]紙 [O]情報提供ネットワークシステム [O]LGWAN	事前	事後で足りるが事前に提出
令和4年1月14日	【軽自動車税管理台帳ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	O定期的に入手する事務 ・軽自動車(三輪・四輪)・二輪の小型自動車については、軽自動車検査協会及び運輸支局の窓口にて收受した軽自動車税(環境性能割・種別割)申告書(報告書)を、全国自動車協会連合会で内容を点検後、同会を経由して收受する。入手の頻度は、毎月2回程度。	O定期的に入手する事務 ・軽自動車(三輪・四輪)・二輪の小型自動車については、軽自動車検査協会及び運輸支局の窓口にて收受した軽自動車税(環境性能割・種別割)申告書(報告書)を、全国自動車協会連合会で内容を点検後、同会を経由して收受する。また、郵送の收受と併せて、三輪以上の軽自動車の新車新規登録に係る申告情報を軽自動車検査協会からLGWANを経由して入手する。税務システムへのデータ移動は区民情報システム内部で操作可能なため、外部記憶媒体等に書き出す必要はない。入手の頻度は、郵送の場合は毎月2回程度、LGWAN経由の場合は2日に1回程度。	事前	事後で足りるが事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月14日	【収納管理台帳ファイル】 II 特定個人情報ファイル概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	株式会社KDS	株式会社イマージュ	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(委託先変更に伴う修正)
令和4年1月14日	【収納管理台帳ファイル】 II 特定個人情報ファイル概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	株式会社KDS	株式会社アール&キャリア	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(委託先変更に伴う修正)
令和4年1月14日	【個人住民税課税台帳ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	【課税対象者管理情報】 障害者区分 【課税資料情報】 ○給与支払報告書記載情報 ○公的年金支払報告書記載情報 ○特別区民税・都民税記載情報 ○所得税確定申告書記載情報 【課税台帳情報】 本人障害区分 【国税情報】 確定申告書記載情報	【課税対象者管理情報】 障害者区分* 【課税資料情報】 ○給与支払報告書記載情報(*) ○公的年金支払報告書記載情報(*) ○特別区民税・都民税記載情報(*) ○所得税確定申告書記載情報(*) 【課税台帳情報】 本人障害区分* 【国税情報】 確定申告書記載情報(*) *は要配慮個人情報 (*)は要配慮個人情報を含む	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない(要配慮個人情報の記載)
令和4年1月14日	【個人住民税課税台帳ファイル(eLTAX)】 II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	【年金特別徴収管理情報】 ○公的年金等支払報告書記載情報 【給与特別徴収管理情報】 ○給与支払報告書記載情報 【国税情報】 確定申告書記載情報	【年金特別徴収管理情報】 ○公的年金等支払報告書記載情報(*) 【給与特別徴収管理情報】 ○給与支払報告書記載情報(*) 【国税情報】 確定申告書記載情報(*) (*)は要配慮個人情報を含む	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない(要配慮個人情報の記載)
令和4年1月14日	【軽自動車税管理台帳ファイル】 III 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【窓口等】 ①②(略) ③軽自動車検査協会や運輸支局から入手する軽自動車税(環境性能割・種別割)申告書(報告書)による特定個人情報は、配達記録が残る郵送方法により收受している。また、收受日に、帳票の受領確認書を発送元宛てにFAXすることにより、收受の有無を速やかに連絡している。 ④軽自動車検査協会や運輸支局から入手した、特定個人上表が記載されている軽自動車税(環境性能割・種別割)申告書(報告書)は、施錠可能な保管庫にて管理することにより、紛失などによる情報漏洩を防止している。 ⑤(略)	【窓口等】 ①②(略) ③軽自動車検査協会や運輸支局から入手する軽自動車税(環境性能割・種別割)申告書(報告書)による個人情報(個人番号を含まない)は、配達記録が残る郵送方法と、三輪以上の軽自動車の新車新規登録に係る申告に限り、軽自動車検査協会からLGWANを経由して入手する。税務システムへのデータ移動は区民情報系端末内部で操作可能なため、外部記憶媒体等に書き出す必要はない。郵送で收受したものは、收受日に帳票の受領確認書を発送元宛てにFAXすることにより、收受の有無を速やかに連絡している。 ④軽自動車検査協会や運輸支局から入手した、個人情報記載されている軽自動車税(環境性能割・種別割)申告書(報告書)は、施錠可能な保管庫にて管理することにより、紛失などによる情報漏洩を防止している。データで收受する個人情報は、ID・パスワード等で認証を行い、アクセス権限を持つ課税課の担当者のみが利用可能とする端末で保存・管理することで情報漏洩を防止する。 ⑤(略)	事前	重要な変更
令和4年1月14日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報参照ができる根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 及び別表第二の27の項	<情報参照ができる根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 及び別表第二の27の項	事後	重要な変更にあたらぬ(法令改正による号ずれ)
令和4年1月14日	【個人住民税課税台帳ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1~57、63~67 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二	番号法第19条第8号 別表第二	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない(法令改正による号ずれ)
令和4年1月14日	【個人住民税課税台帳ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1~57、65~67 ③提供する情報	地方税その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない(文言修正)
令和4年1月14日	【個人住民税課税台帳ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先12 ②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない(文言修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月14日	【個人住民税課税台帳ファイル】 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先8 ② 移転先における用途	(第116項)子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	(第116項)子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない(法令改正による名称の修正)
令和4年1月14日	【個人住民税課税台帳ファイル(eLTAX)】 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2,3 ① 法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない(法令改正による号ずれ)
令和4年1月14日	【軽自動車税管理台帳ファイル】 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③ 消去方法	・紙によるデータは、廃車後5年を経過した車両情報が記載された帳票類を溶解により処分する。(大田区文書管理規定第44条) ・電子データは、廃車後5年を経過した車両情報について登録データを手動で削除する。(大田区文書管理規定第45条)	・紙によるデータは、廃車後5年を経過した車両情報が記載された帳票類を溶解により処分する。(大田区文書管理規定第44条) ・電子データは、廃車後5年を経過した車両情報について登録データを手動で削除する。(大田区文書管理規定第45条)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない(文字の修正)
令和4年1月14日	【収納管理台帳ファイル】 Ⅱ 特定個人情報ファイル概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤ 本人への明示	地方税法第9条(相続による納税義務の継承)、第10条(連帯納税義務)、17条(過誤納金の還付)、第17条の2(過誤納金の充当)、第20条(書類の送達)、第294条(市町村税の納税義務者等)、第300条(市町村税の納税管理人)、第329条(市町村民税に係る督促)、第334条(個人の道府県民税に係る督促、滞納処分等)、第457条(軽自動車税に係る督促)に利用目的を明示している。大田区特別区税条例第34条の6(督促(区民税))、第41条(督促(軽自動車税))に利用目的を明示している。	地方税法第9条(相続による納税義務の継承)、第10条(連帯納税義務)、第17条(過誤納金の還付)、第17条の2(過誤納金の充当)、第20条(書類の送達)、第294条(市町村税の納税義務者等)、第300条(市町村民税の納税管理人)、第329条(市町村民税に係る督促)、第335条(個人の道府県民税に係る督促、滞納処分等)、第463条の25(種別割に係る督促)に利用目的を明示している。大田区特別区税条例第34条の6(督促(区民税))、第41条(督促(種別割))に利用目的を明示している。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない(法令改正による条ずれ及び文言の修正)
令和4年1月14日	【滞納管理台帳ファイル】 Ⅱ 特定個人情報ファイル概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤ 本人への明示	地方税法第9条(相続による納税義務の継承)、第10条(連帯納税義務)、第20条(書類の送達)、第294条(市町村税の納税義務者等)、第300条(市町村税の納税管理人)、第329条(市町村民税に係る督促)、第331条(市町村民税に係る滞納処分)、第334条(個人の道府県民税に係る督促、滞納処分等)、第457条(軽自動車税に係る督促)、第459条(軽自動車税に係る滞納処分)に利用目的を明示している。 国税徴収法に利用目的を明示している。	地方税法第9条(相続による納税義務の継承)、第10条(連帯納税義務)、第20条(書類の送達)、第294条(市町村税の納税義務者等)、第300条(市町村民税の納税管理人)、第329条(市町村民税に係る督促)、第331条(市町村民税に係る滞納処分)、第335条(個人の道府県民税に係る督促、滞納処分等)、第463条の25(種別割に係る督促)に利用目的を明示している。 国税徴収法に利用目的を明示している。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない(法令改正による条ずれ及び文言の修正)
令和4年1月14日	【個人住民税課税台帳ファイル(eLTAX)】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報の取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	② 地方税共同機構は、ISMS認証(又はプライバシーマーク)を取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されている。	② 地方税共同機構は、ISMS認証(又はプライバシーマーク)を取得しているとともに、「地方税法施行規則第24条の40第3項第2号及び第3号に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成31年総務省告示第151号)」の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されている。	事後	重要な変更にとらならない(根拠規定名の変更)
令和4年1月14日	Ⅳ その他のリスク対策 ① 自己点検 具体的なチェック方法	2. 個人住民税課税台帳ファイル(eLTAX) ① 「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」の達成状況について、自己評価を実施している。	2. 個人住民税課税台帳ファイル(eLTAX) ① 「地方税法施行規則第24条の40第3項第2号及び第3号に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成31年総務省告示第151号)」の達成状況について、自己評価を実施している。	事後	重要な変更にとらならない(根拠規定名の変更)
令和4年1月14日	01-5【大田区】別紙4「Ⅱ.5提供先追加一覧」 提供先37 ② 提供先における用途	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない(法令改正による名称の修正)
令和4年1月14日	01-5【大田区】別紙4「Ⅱ.5提供先追加一覧」 提供先55 ② 提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない(法令改正による名称の修正)
令和4年1月14日	01-5【大田区】別紙4「Ⅱ.5提供先追加一覧」 提供先58 ① 法令上の根拠	番号法第19条第9号及び第14号	番号法第19条第10号及び第15号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない(法令改正による号ずれ)
令和4年1月14日	01-5【大田区】別紙4「Ⅱ.5提供先追加一覧」 提供先59 ① 法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない(法令改正による号ずれ)
令和4年1月14日	01-5【大田区】別紙4「Ⅱ.5提供先追加一覧」 提供先60 ① 法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない(法令改正による号ずれ)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月14日	01-5【大田区】別紙4f II.5提供先追加一覧 提供先60 ②提供先における用途	番号法第19条第7号に準ずるものとして特定個人情報保護委員会規則で定める事務	番号法第19条第8号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない(法令改正による号ずれ及び規則名称の修正)
令和4年1月14日	01-5【大田区】別紙4f II.5提供先追加一覧 提供先66 ②提供先における用途	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設への入所等の措置または費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない(文言修正)
令和4年1月14日	【個人住民税課税台帳ファイル】 【収納管理台帳ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	・保存期間を過ぎた個人情報が記載された申請書等(紙及び電子媒体)は、溶解により処分する。 ・保管期間を過ぎたデータについては、適宜システムから削除を行う。	・保存年限を過ぎた個人情報が記載された申請書等(紙及び電子媒体)は、溶解により処分する。 ・保管年限を過ぎたデータについては、適宜システムから削除を行う。	事後	重要な変更にあたらぬ(評価書中の文言を統一)
令和4年1月14日	【eLTAX個人住民税課税台帳ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転提供先3 ③提供する情報	給与支払報告書、公的年金等支払報告書、所得税申告書、みなし課税通知、申告特例通知等のデータ情報	給与支払報告書、公的年金等支払報告書、所得税申告書、みなし課税通知等のデータ情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない(他所属での事務に変更)
令和4年1月14日	【収納管理台帳ファイル】 II 特定個人情報ファイル概要 3特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[]情報提供ネットワークシステム	[O]情報提供ネットワークシステム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない(記載漏れの修正)
令和4年1月14日	【滞納管理台帳ファイル】 II 特定個人情報ファイル概要 6特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	個人住民税、軽自動車税の徴収権は5年であるが、滞納者の時効中断等により滞納者の時効中断等によりこれを超過する場合があるため。	個人住民税、軽自動車税の徴収権は5年であるが、滞納者の時効中断等によりこれを超過する場合があるため。	事後	重要な変更にあたらぬ(誤記修正)
令和4年1月14日	【個人住民税課税台帳ファイル】 III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手 リスク2 リスクに対する措置の内容	【窓口等】 ①～④略 ⑤課税資料から税務システムへの入力の際には、複数でチェックを行えるよう様式に定めている。 ⑥略	【窓口等】 ①～④略 ⑤課税資料から税務システムへの入力の際には、複数人でチェックを行っている。 ⑥略	事後	重要な変更にあたらぬ(評価書中の文言を統一)
令和4年1月14日	【個人住民税課税台帳ファイル】 III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手 リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	【事前の手続等】 ①略 ②税務システムにおいて賦課決定又は更正を行った場合、必ず複数で入力・訂正・削除の内容を確認している。 ③略	【事前の手続等】 ①略 ②税務システムにおいて賦課決定又は更正を行った場合、必ず複数人で入力・訂正・削除の内容を確認している。 ③略	事後	重要な変更にあたらぬ(評価書中の文言を統一)
令和4年1月14日	【個人住民税課税台帳ファイル】 【軽自動車税管理台帳ファイル】 III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手 リスク4 リスクに対する措置の内容	【事前の手続等】 ①～⑤略 ⑥地方税の事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏えい等をした場合においては、厳罰化されている。	【事前の手続等】 ①～⑤略 ⑥地方税の事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏えい等をした場合においては、厳罰とされている。	事後	重要な変更にあたらぬ(評価書中の文言を統一)
令和4年1月14日	【個人住民税課税台帳ファイル】 【軽自動車税管理台帳ファイル】 【収納管理台帳ファイル】 【滞納管理台帳ファイル】 III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	【事前の手続等】 ① <顔認証> ・システムの利用には顔認証のための生体情報の登録を事前に行っている。 ・離席時や業務上必要のないときは、パソコンの画面ロックまたはログオフをしなければならないルールを定めている。 <ID> ・自己が利用しているIDは、他人に利用させてはならない、また他人にIDを利用してはならないルールを定めている。 <パスワード> ・パスワードは定期的に変更するルールを定めている。 ・職員等間でパスワードを共有してはならないルールを定めている。	【事前の手続等】 ① <顔認証> ・システムの利用には顔認証のための生体情報の登録を事前に行っている。 ・離席時や業務上必要のないときは、パソコンの画面ロックまたはログオフをしなければならないルールを定め、無操作で一定時間経過後は自動で画面ロックする仕組みとなっている。 <ID> ・自己が利用しているIDは、他人に利用させてはならない、また他人のIDを利用してはならないルールを定めている。 <パスワード> ・パスワードは強度の高いものとし、定期的に変更するルールを定めている。 ・職員等間でパスワードを共有してはならないルールを定めている。	事後	重要な変更にあたらぬ(評価書中の文言を統一)
令和4年1月14日	【個人住民税課税台帳ファイル】 III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	【システム以外】	【システム】	事後	重要な変更にあたらぬ(誤記修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月14日	【個人住民税課税台帳ファイル】 【軽自動車税管理台帳ファイル】 【収納管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	【事前の手続等】 ①略 ②外部委託先において必要なセキュリティ対策が確保されていることを定期的に確認することを定めている。 ③システム運用・保守の外部委託先（IDC受託事業者）に、情報セキュリティ対策に関する管理状況を定期的に報告させることを定めている。	【事前の手続等】 ①略 ②外部委託先において必要なセキュリティ対策が確保されていることを定期的に確認することを契約で定めている。 ③システム運用・保守の外部委託先（IDC受託事業者）に、情報セキュリティ対策に関する管理状況を定期的に報告させることを契約で定めている。	事後	重要な変更にあたらぬ（評価書中の文言を統一）
令和4年1月14日	【個人住民税課税台帳ファイル】 【eLTAX個人住民税課税台帳ファイル】 【軽自動車税管理台帳ファイル】 【収納管理台帳ファイル】 【滞納管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	①委託先から第三者へ個人情報を提供することとは認めない。 ②定期的に個人情報及び機密情報の管理状況、履行状況について報告を受けている。	①委託先から第三者へ個人情報を提供することとは禁止している。 ②定期的に個人情報及び機密情報の管理状況、履行状況について報告を受けている。	事後	重要な変更にあたらぬ（評価書中の文言を統一）
令和4年1月14日	【個人住民税課税台帳ファイル】 【収納管理台帳ファイル】 【滞納管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的方法 ②	-	②再委託先にも委託先と同等のセキュリティ要件を義務付けている。	事後	重要な変更にあたらぬ（現状の実施内容を記載）
令和4年1月14日	【個人住民税課税台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転 リスク3 リスクに対する措置の内容	【事前の手続等】 ①略 ②課税資料において、他自治体への回送については、対象自治体をリスト化し、誤送信を軽減している。	【事前の手続等】 ①略 ②課税資料において、他自治体への回送については、対象自治体をリスト化し、誤送信を防止している。	事後	重要な変更にあたらぬ（軽微な文言修正）
令和4年1月14日	【個人住民税課税台帳ファイル】 【軽自動車税管理台帳ファイル】 【収納管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2 リスクに対する措置の内容	【窓口等】 ①略 <ID> ・自己が利用しているIDは、他人に利用させてはならない、また他人にIDを利用してはならないルールを定めている。 <パスワード> ・パスワードは定期的に変更するルールを定めている。 ・職員等間でパスワードを共有してはならないルールを定めている。	【窓口等】 ①略 <ID> ・自己が利用しているIDは、他人に利用させてはならない、また他人のIDを利用してはならないルールを定めている。 <パスワード> ・パスワードは強度の高いものとし、定期的に変更するルールを定めている。 ・職員等間でパスワードを共有してはならないルールを定めている。	事後	重要な変更にあたらぬ（評価書中の文言を統一）
令和4年1月14日	【個人住民税課税台帳ファイル】 【収納管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7 リスクに対する措置の内容	【事前の手続等】 ①略 ②税務システムにおいて賦課決定または更正を行った場合、必ず複数で入力・訂正・削除の内容を確認していることで誤った特定個人情報を提供・移転してしまうことを防いでいる。 ③略	【事前の手続等】 ①略 ②税務システムにおいて賦課決定または更正を行った場合、必ず複数で入力・訂正・削除の内容を確認していることで誤った特定個人情報を提供・移転してしまうことを防いでいる。 ③略	事後	重要な変更にあたらぬ（評価書中の文言を統一）
令和4年1月14日	【個人住民税課税台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的対策の内容	①略 ②略 ③端末等は、以下の物理的対策を講じている。 ・ワイヤロックによる固定・入退室管理・ラックの施錠管理などの物理的対策を講じている。	①略 ②略 ③端末等は、以下の物理的対策を講じている。 ・ワイヤロックによる固定・入退室管理・ラックの施錠管理などの物理的対策を講じている。	事後	重要な変更にあたらぬ（誤記修正）
令和4年1月14日	【個人住民税課税台帳ファイル】 【eLTAX個人住民税課税台帳ファイル】 【軽自動車税管理台帳ファイル】 【収納管理台帳ファイル】 【滞納管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策 具体的対策の内容	【システム】 ①端末にウイルス対策ソフトを導入し、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行っている。	【システム】 ①端末にウイルス対策ソフトを導入し、ウイルス定義ファイルの更新及びウイルスチェックを定期的及び適切な時期に行っている。	事後	重要な変更にあたらぬ（評価書中の文言を統一）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月14日	【個人住民税課税台帳ファイル】 【軽自動車税管理台帳ファイル】 【収納管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去リスク2 リスクに対する措置の内容	【システム】 ①略 ②保存年限に到達したもから、課税資料を廃棄(ディスクから削除する)していく。	【システム】 ①略 ②保存年限に到達したもから、廃棄の可否を判断し、課税資料を廃棄(ディスクから削除)する。	事後	重要な変更にあたらぬ(評価書中の文言を統一)
令和4年1月14日	【個人住民税課税台帳ファイル】 【軽自動車税管理台帳ファイル】 【収納管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去リスク3 消去手順 手順の内容	【システム】 ①保存年限に到達したもから、課税資料を廃棄(ディスクから削除する)していく。	【システム】 ①保存年限に到達したもから、廃棄の可否を判断し、課税資料を廃棄(ディスクから削除)する。	事後	重要な変更にあたらぬ(評価書中の文言を統一)
令和4年1月14日	【個人住民税課税台帳ファイル】 【eL TAX個人住民税課税台帳ファイル】 【軽自動車税管理台帳ファイル】 【収納管理台帳ファイル】 【滞納管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(空欄)	ハードウェアの故障・更改時は、適切な方法により廃棄を実施する。委託により廃棄を行う場合は、廃棄証明書により実施の確認を行う。	事後	重要な変更にあたらぬ(現状の実施内容を記載)
令和4年1月14日	【eL TAX個人住民税課税台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 宛名システム等における措置の内容 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	【事前の手続等】 ①審査システム(eL TAX)及び国税連携システム(eL TAX)から受信したデータは、税務システムの個人住民税課税台帳ファイルとのみ、個人特定の紐付けを行う。審査システム(eL TAX)及び国税連携システム(eL TAX)と税務システム間のデータ移動は、区民情報系端末内部で操作可能なため、外部記憶媒体等に書き出す必要はない。	【事前の手続等】 ①審査システム(eL TAX)及び国税連携システム(eL TAX)から受信したデータは、税務システムの個人住民税課税台帳ファイルとのみ、個人特定の紐付けを行う。審査システム(eL TAX)及び国税連携システム(eL TAX)と税務システム間のデータ移動は、区民情報系端末内部で操作可能なため、外部記憶媒体等に書き出しは行わない。	事後	重要な変更にあたらぬ(評価書中の文言を統一)
令和4年1月14日	【eL TAX個人住民税課税台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的方法	①再委託を行っていない。	①委託先により再委託を実施する場合は、再委託の申請書をセキュリティ管理者(課税課長)に提出し、承認を得なければならないルールを定めている。 ②再委託先にも委託先と同等のセキュリティ要件を義務付けている。	事後	重要な変更にあたらぬ(現状の実施内容を記載)
令和4年1月14日	【eL TAX個人住民税課税台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	【事前の手続等】 ①～②略 ③端末等は、以下の物理的対策を講じている。 ・ワイヤーロックによる固定・入退室管理・ラックの施錠管理などの物理的対策物理的対策を講じている。 ④認定委託先事業者サーバでの対策 ・認定委託先事業者ではサーバ及び付帯機器上で保管しており、保管場所への立ち入り制限・アクセス制限についても「Ⅱ ファイルの概要」の「6. 特定個人情報の保管・消去」に記載した通り厳格に行っている。	【事前の手続等】 ①～②略 ③端末等は、以下の物理的対策を講じている。 ・ワイヤーロックによる固定・入退室管理・ラックの施錠管理などの物理的対策を講じている。 ④認定委託先事業者サーバでの対策 ・認定委託先事業者ではサーバ及び付帯機器上で保管しており、保管場所への立ち入り制限・アクセス制限についても「Ⅱ ファイルの概要」の「6. 特定個人情報の保管・消去」に記載した通り厳格に行っている。	事後	重要な変更にあたらぬ(誤記修正)
令和4年1月14日	【eL TAX個人住民税課税台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク2、リスク3	【システム】 ①保存年限に到達したもから、課税資料を廃棄(ディスクから削除する)していく。	【システム】 ①保存年限に到達したもから、廃棄の可否を判断し、課税資料を廃棄(ディスクから削除)する。	事後	重要な変更にあたらぬ(評価書中の文言を統一)
令和4年1月14日	【eL TAX個人住民税課税台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク3 消去手順 手順の内容	【事前の手続等】 ①～②略	【事前の手続等】 ①～②略 ③審査システム及び国税連携システムのデータは、税務システムへの連携が終了し、税額の決定を行うなどした結果、保管の必要がなくなつたときに削除権限を有する課税課職員が手作業でデータを消去する。	事後	重要な変更にあたらぬ(現状の実施内容を記載)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月14日	【軽自動車税管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手 リスク2 不適切な方法で入手が行われるリスク	【窓口等】 ①②(略) ③軽自動車検査協会や運輸支局から入手する軽自動車税(環境性能割・種別割)申告書(報告書)による個人情報(個人番号を含まない)は、配達記録が残る郵送方法と、三輪以上の軽自動車の新車新規登録に係る申告に限り、軽自動車検査協会からLGWANを経由して入手する。税務システムへのデータ移動は区民情報系端末内部で操作可能なため、外部記憶媒体等に書き出す必要はない。郵送で收受したものは、收受日に帳票の受領確認書を発送元宛てにFAXすることにより、收受の有無を速やかに連絡している。 ④⑤(略)	【窓口等】 ①②(略) ③軽自動車検査協会や運輸支局から入手する軽自動車税(環境性能割・種別割)申告書(報告書)による個人情報(個人番号を含まない)は、配達記録が残る郵送方法と、三輪以上の軽自動車の新車新規登録に係る申告に限り、軽自動車検査協会からLGWANを経由して入手する。税務システムへのデータ移動は区民情報系端末内部で操作可能なため、外部記憶媒体等に書き出しは行わない。郵送で收受したものは、收受日に帳票の受領確認書を発送元宛てにFAXすることにより、收受の有無を速やかに連絡している。 ④⑤(略)	事後	重要な変更にあたらぬ(評価書中の文言を統一)
令和4年1月14日	【軽自動車税管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ① スクリーンセーバーを利用して、長時間に渡って端末画面に個人情報を表示させない。 ②(略) ③ 個人情報が表示された画面のハードコピーの取得については、事務処理に必要な範囲に留め、使用後は直ちに破砕処理を義務付けている。	その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ① スクリーンセーバーやログオフ機能を利用して、長時間に渡って端末画面に個人情報を表示させない。 ②(略) ③ 個人情報が表示された画面のハードコピーの取得については、事務処理に必要な範囲に留め、使用後は直ちにシュレッダーでの破砕処理を義務付けている。	事後	重要な変更にあたらぬ(評価書中の文言を統一)
令和4年1月14日	【軽自動車税管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的方法	【事前の手続等】 ①特定個人情報が記録された紙媒体や外部記録媒体を持ち出す場合は管理簿に必要事項を記載しなければならない。 ※別添1表～⑦・⑩の項目に該当 【システム】 ①個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の)情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理している。	【事前の手続等】 ①特定個人情報が記録された紙媒体を持ち出す場合は管理簿に必要事項を記載しなければならない。また、現状実務において外部記録媒体は使用していない。 ※(削除) 【システム】 ①現在システムを使用した情報提供は行っていない。	事後	重要な変更にあたらぬ(現状の実施内容を記載)
令和4年1月14日	【軽自動車税管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	【事前の手続等】 ①②(略) ※別添1表～⑦・⑩の項目に該当	【事前の手続等】 ①②(略) ※(削除)	事後	重要な変更にあたらぬ(誤記修正)
令和4年1月14日	【軽自動車税管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	【事前の手続等】 ①通常のデータの提供・移転は区民情報系基盤システムで行っている。 ②個人情報保護審議会へ諮問・報告する内容に連携するデータ項目も明示し、承認等を得た後にシステム改修・データ連携を開始している。 ③データ抽出などの電算処理の依頼が他課からある場合、依頼する他課は、所定の様式にて処理の目的・概要、記録項目などを明記して依頼する。 課税課では、その依頼を確認し、必要な情報を精査して処理する。処理後、所定の様式で依頼のあった課へ回答することで誤った情報を提供・移転することを防いでいる。 ④軽自動車税(種別割)の課税台帳を作成・修正する毎に別の担当が作成・修正内容を確認・照合することで誤った特定個人情報を提供・移転してしまうことを防いでいる。 ⑤万が一内容に誤りがあった場合は、職権により軽自動車税の課税台帳を修正することで対応している。 ⑥他自治体や警察などからの書面による特定個人情報の照会については、相手方の所定様式に基づき回答し、必要以上の特定個人情報を提供しないようになっている。また、相手方に回答文書を発送する前に、誤った特定個人情報を提供していないか再度確認している。 ※別添1表～⑦・⑩の項目に該当	【事前の手続等】 ①軽自動車税(種別割)の課税台帳を作成・修正する毎に別の担当が作成・修正内容を確認・照合することで誤った特定個人情報を提供・移転してしまうことを防いでいる。 ②万が一内容に誤りがあった場合は、職権により軽自動車税の課税台帳を修正することで対応している。 ③他自治体や警察などからの書面による特定個人情報の照会については、相手方の所定様式に基づき回答し、必要以上の特定個人情報を提供しないようになっている。また、相手方に回答文書を発送する前に、誤った特定個人情報を提供していないか再度確認している。 ※(削除)	事後	重要な変更にあたらぬ(現状の実施内容を記載)
令和4年1月14日	【軽自動車税管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	【システム】 ①大田区個人情報保護審議会の承認が得られた情報項目(提供が必要な項目)のみをデータレイアウトに定義し、設計している。(システムにおける措置として記載。) ②個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の)情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、誤った特定個人情報を提供・移転してしまうリスクおよび誤った相手に特定個人情報を提供・移転するリスクの抑止を図っている。	【システム】 ①現在システムを使用した情報提供は行っていない。	事後	重要な変更にあたらぬ(現状の実施内容を記載)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月14日	【収納管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2特定個人情報の入手リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	【事前の手続き等】 ①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定めている。 【システム】 ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、対象者以外の情報以外を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を設定している。 ②個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。 ③宛名番号をキーとした情報連携により、別人の情報が連携されることのないよう設計を行っている。	【事前の手続き等】 ①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定めている。 【窓口等】 ①大田区に住所を有する者の情報については、住民基本台帳事務で示されている通り、各届出受領の際に必ず本人あるいは代理人の本人確認(身分証明書の提示・委任状の提出)が実施されており、不適切な方法での収集は行われていない。また、税証明の交付申請などの際も同様の身分確認を行っている。 ②窓口で対応する場合は、本人等に対して口頭で利用目的を説明している。 ③窓口における収集の際、所定の様式以外で収集を行えないルールを定めている。 【システム】 ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、対象者以外の情報以外を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を設定している。 ②個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。 ③宛名番号をキーとした情報連携により、別人の情報が連携されることのないよう設計を行っている。	事後	重要な変更にあたらない(現状の実施内容を記載)
令和4年1月14日	【収納管理台帳ファイル】 【滞納管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2特定個人情報の入手リスク4 【事前の手続き等】④	④地方税の事務に従事している者又は従事していたものは、これらの業務に関して知り得た秘密を漏えい等した場合には、厳罰化されている。	④地方税の事務に従事している者又は従事していたものは、これらの業務に関して知り得た秘密を漏えい等した場合には、厳罰化されている。	事後	重要な変更にあたらない(評価書中の文言を統一)
令和4年1月14日	【滞納管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 情報管理体制の確認 【事前の手続き等】	①個人情報の取扱いに関する委託先にはプライバシーマークの取得、ISMS認証取得の要件を満たすか確認している。 ②外部委託先において必要なセキュリティ対策が確保されていることを定期的に確認することを定めている。	①個人情報の取扱いに関する委託先にはプライバシーマークの取得、ISMS認証取得の要件を満たすか確認している。 ②外部委託先において必要なセキュリティ対策が確保されていることを定期的に確認することを定めている。 ③システム運用・保守の外部委託先(IDC受託事業者)に、情報セキュリティ対策に関する管理状況を定期的に報告させることを契約で定めている。	事後	重要な変更にあたらない(現状の実施内容を記載)
令和4年1月14日	【滞納管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2特定個人情報の入手リスク1 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	【事前の手続き等】 ①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定めている。 【システム】 ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、対象者以外の情報以外を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を設定している。 ②個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。	【事前の手続き等】 ①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定めている。 【窓口等】 ①窓口においては、本人確認のため、顔写真入り身分証明書(免許証、パスポート等)、または、複数の官公庁発行の資格証等の提示を求め、確認する。 ②代理人による申請の際は、委任状のほかに、代理人の顔写真入り身分証明書(免許証、パスポート等)、または、複数の官公庁発行の資格証等の提示を求め、確認する。 ③個人番号による本人確認の場合、別記(個人番号の真正性確認の措置)により行う。 ④上記個人番号による真正性の確認に際しては、大田区告示等の基準に従い実施する。 【システム】 ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、対象者以外の情報以外を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を設定している。 ②個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。	事後	重要な変更にあたらない(現状の実施内容を記載)
令和4年1月14日	IVその他のリスク対策 2従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	1. 個人住民税課税台帳ファイル、3. 軽自動車管理台帳ファイル、4. 収納管理台帳ファイル、5. 滞納管理台帳ファイル ①毎年、当区の情報セキュリティポリシーに基づいたセキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育している。 2. 個人住民税課税台帳ファイル(eLTAX) ①担当者を、地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。	1. 個人住民税課税台帳ファイル、3. 軽自動車管理台帳ファイル、4. 収納管理台帳ファイル、5. 滞納管理台帳ファイル ①毎年、当区の情報セキュリティポリシーに基づいたセキュリティ研修を行い、必要のない情報にアクセスしないなどの教育をすることでセキュリティ意識を高めている。 2. 個人住民税課税台帳ファイル(eLTAX) ①担当者を、地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。	事後	重要な変更にあたらない(現状の実施内容を記載)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月14日	IVその他のリスク対策 3.その他のリスク対策	特定個人情報の危険化に対応するため、「大田区セキュリティ事故対応チーム」を設置し、インシデント発生時の迅速な対応を整える。	安全性の危険化に対応するため、「大田区セキュリティ事故対応チーム」を設置し、インシデント発生時の迅速な対応を整える。	事後	重要な変更にあたらぬ(誤記修正)
令和4年1月14日	VI評価実施手続 2.国民・住民等からの意見の聴取 ⑤評価書への反映	(空欄)	-	事後	重要な変更にあたらぬ(誤記修正)
令和4年1月14日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 《個人住民税》	-	・本評価書の範囲が大田区の中に収まるように修正 ・別添評価書の範囲を示す吹き出しの位置を修正 ・軽自動車税管理台帳ファイルは個人住民税の図では省略していることを追記	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない(見映えの修正)
令和4年1月14日	別紙2「(別添1-2)軽自動車税」 (別添1-2)事務の内容 《軽自動車税》	-	・タイトル「(別添1-2)事務の内容」を追加 ・別添評価書の範囲を示す吹き出しの位置を修正 ・本評価書の範囲が大田区の中に収まるように修正 ・個人住民税課税台帳ファイルは軽自動車税の図では省略していることを追記	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない(見映えの修正)
令和4年1月14日	【軽自動車税管理台帳ファイル】 III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	別添1表～ 別添1表～	別添1-2	事後	重要な変更にあたらぬ(評価書中の文言を統一)
令和4年1月14日	【個人住民税課税台帳ファイル】 【軽自動車税管理台帳ファイル】 【収納管理台帳ファイル】 【滞納管理台帳ファイル】 III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	【システム】 ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、対象者以外の情報以外を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を設定している。	【システム】 ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、対象者以外の情報以外を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。	事後	重要な変更にあたらぬ(軽微な文言修正)
令和4年1月14日	【個人住民税課税台帳ファイル】 【軽自動車税管理台帳ファイル】 【収納管理台帳ファイル】 【滞納管理台帳ファイル】 III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク2 リスクに対する措置の内容	【システム】 ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、対象者以外の情報以外を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を設定している。	【システム】 ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、対象者以外の情報以外を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。	事後	重要な変更にあたらぬ(軽微な文言修正)
令和4年1月14日	【個人住民税課税台帳ファイル】 【軽自動車税管理台帳ファイル】 【収納管理台帳ファイル】 III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク4 リスクに対する措置の内容	【システム】 ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、事務実施者以外の者がアクセスし、データの盗取等が行われないよう、権限ごとにデータの参照範囲を設定している。	【システム】 ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、事務実施者以外の者がアクセスし、データの盗取等が行われないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。	事後	重要な変更にあたらぬ(軽微な文言修正)
令和4年1月14日	【個人住民税課税台帳ファイル】 【軽自動車税管理台帳ファイル】 【収納管理台帳ファイル】 【滞納管理台帳ファイル】 III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	【システム】 組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、対象者以外の情報以外を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を設定している。	【システム】 組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、対象者以外の情報以外を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。	事後	重要な変更にあたらぬ(軽微な文言修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月14日	【個人住民税課税台帳ファイル】 【軽自動車税管理台帳ファイル】 【収納管理台帳ファイル】 【滞納管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的方法	【システム】 ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を設定している。	【システム】 ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。	事後	重要な変更にあたらない(軽微な文言修正)
令和4年1月14日	【個人住民税課税台帳ファイル】 【個人住民税課税台帳ファイル(eLTAX)】 【軽自動車税管理台帳ファイル】 【収納管理台帳ファイル】 【滞納管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	①委託先へ特定個人情報ファイルの提供が発生する場合、セキュリティ管理者の承認を得なければならないルールを定めている。	①委託先へ特定個人情報ファイルの提供が発生する度、セキュリティ管理者の事前承認を得なければならないルールを定めている。	事後	重要な変更にあたらない(軽微な文言修正)
令和4年1月14日	【個人住民税課税台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転 リスク2 リスクに対する措置の内容	【システム】 ①略 ②組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、事務実施者以外の者がアクセスし、データの盗取等が行われないよう、権限ごとにデータの参照範囲を設定している。	【システム】 ①略 ②組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、事務実施者以外の者がアクセスし、データの盗取等が行われないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。 ③個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、不適切な方法で提供・移転が行われるリスクの抑止を図っている。	事後	重要な変更にあたらない(軽微な文言修正、現状の実施内容を記載)
令和4年1月14日	【個人住民税課税台帳ファイル】 【軽自動車税管理台帳ファイル】 【収納管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークとの接続 リスク2 リスクに対する措置の内容	【システム】 ②サーバー、運用端末及び管理端末は、専用の安全な区画に設置し、接続できる端末は必要最小限に制御され、セキュリティを十分に担保したうえで、専用環境又は共用環境に設置する。	【システム】 ②サーバー、運用端末及び管理端末は、専用の安全な区画に設置し、接続できる端末は必要最小限に制御され、セキュリティを十分に担保したうえで、専用環境に設置する。	事後	重要な変更にあたらない(軽微な文言修正)
令和4年1月14日	【個人住民税課税台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークとの接続 リスク6 リスクに対する措置の内容	【システム】 ①～③略 ④情報提供ネットワークシステムから配信される情報(照合許可照合リスト情報、この情報を構成する機関、事務、特定個人情報種別等の情報)に基づき不適切な特定個人情報の提供が行われることを制御している。 情報提供の際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可情報とともに情報照会者までの経路情報を受領し提供する情報を生成する。	【システム】 ①～③略 ④情報提供ネットワークシステムから配信される情報(照合許可照合リスト情報、この情報を構成する機関、事務、特定個人情報種別等の情報)に基づき不適切な特定個人情報の提供が行われることを制御している。 情報提供の際には、情報提供ネットワークシステムにて相手を認証して情報を提供している。	事後	重要な変更にあたらない(軽微な文言修正)
令和4年1月14日	【個人住民税課税台帳ファイル(eLTAX)】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク2 リスクに対する措置の内容	【事前の手続等】 ②受信したデータを定期的に出力するようスケジュール管理している。	【事前の手続等】 ②受信したデータを定期的に出力し、最新の内容に更新するようスケジュール管理している。	事後	重要な変更にあたらない(軽微な文言修正)
令和4年1月14日	【収納管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手 リスク2 リスクに対する措置の内容	【窓口等】 ①～③略	【窓口等】 ①～③略 ④窓口および区民情報系基盤からの特定個人情報入手の手順等についてはセキュリティ研修を通じて全職員に適切な対応方法を周知徹底している。	事後	重要な変更にあたらない(現状の実施内容を記載)
令和4年1月14日	【滞納管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手 リスク2 リスクに対する措置の内容	【窓口等】 ①～④略	【窓口等】 ①～④略 ⑤窓口および区民情報系基盤からの特定個人情報入手の手順等についてはセキュリティ研修を通じて全職員に適切な対応方法を周知徹底している。	事後	重要な変更にあたらない(現状の実施内容を記載)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月14日	【滞納管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2 ユーザ認証の管理	【事前の手続等】 ① ＜顔認証＞ ・システムの利用には顔認証のための生体情報の登録を事前に行っている。 ・離席時や業務上必要のないときは、パソコンの画面ロックまたはログオフをしなければならないルールを定め、無操作で一定時間経過後は自動で画面ロックする仕組みとなっている。	【事前の手続等】 ① ＜顔認証＞ ・システムの利用には顔認証のための生体情報の登録を事前に行っている。 ・離席時や業務上必要のないときは、パソコンの画面ロックまたはログオフをしなければならないルールを定め、無操作で一定時間経過後は自動で画面ロックする仕組みとなっている。	事後	重要な変更にあたらぬ(誤記修正)
令和4年1月14日	Ⅵ.評価実施手順 2.国民・住民等からの意見の聴取 ①実施日・期間	平成30年2月1日～平成30年3月2日まで	【1回目】平成27年4月13日～平成27年5月12日 【2回目】平成30年2月1日～平成30年3月2日まで 【3回目】令和3年10月4日～令和3年11月2日	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年1月14日	Ⅵ.評価実施手順 3.第三者点検 ①実施日	二次点検：平成30年3月12日	【1回目】一次点検：平成27年3月26日、二次点検：平成27年5月18日 【2回目】二次点検：平成30年3月12日 【3回目】一次点検：令和3年9月3日、二次点検：令和3年12月8日	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年6月30日	【個人住民税課税台帳ファイル】 【軽自動車税管理台帳ファイル】 【収納管理台帳ファイル】 Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑦使用部署	区民部課税課・納税課・戸籍住民課 地域力推進部特別出張所、企画経営部情報システム課	区民部課税課・納税課・戸籍住民課 地域力推進部特別出張所、企画経営部情報政策課	事後	重要な変更にあたらぬ(組織変更のため変更)
令和4年6月30日	【滞納管理台帳ファイル】 Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体、使用部署	区民部納税課・企画経営部情報システム課	区民部納税課・企画経営部情報政策課	事後	重要な変更にあたらぬ(組織名称の変更)
令和4年6月30日	【軽自動車税管理台帳ファイル】 別紙2-1「事務の概要(軽自動車税)」 ②	② 納税者の軽自動車等の登録・抹消情報を受領する。以下略 軽自動車(三輪・四輪)・二輪の小型自動車については、軽自動車検査協会及び運輸支局の窓口にて收受した軽自動車税(環境性能割・種別割)申告書(報告書)を、全国自動車協会連合会にて内容を点検後、配達記録が残る郵送方法と、三輪以上の軽自動車の新車新規登録に係る申告に限り、軽自動車検査協会からLGWANを経由して入手する。郵送の場合は毎月2回程度、LGWAN経由の場合は2日に1回程度。 以下略	② 納税者の軽自動車等の登録・抹消情報を受領する。以下略 軽自動車(三輪・四輪)・二輪の小型自動車については、軽自動車検査協会及び運輸支局の窓口にて收受した軽自動車税(環境性能割・種別割)申告書(報告書)を、全国自動車協会連合会にて内容を点検後、配達記録が残る郵送方法と、三輪以上の軽自動車の新車新規登録に係る申告に限り、軽自動車検査協会からLGWANを経由して入手する。郵送の場合は毎月2回程度、LGWAN経由の場合は2日に1回程度。 以下略	事前	重要な変更にあたらぬ(事後で足りるが事前に提出)
令和4年6月30日	【軽自動車税管理台帳ファイル】 別紙2-1「事務の概要(軽自動車税)」⑤	-	⑤車検時における、軽自動車検査協会からの軽自動車税(種別割)の納付状況確認に応じるため、地方税共同機構に納付状況の提供をずる。(道路運送車両法第97条の2)(随時)	事前	重要な変更にあたらぬ(事後で足りるが事前に提出)
令和4年6月30日	【軽自動車税管理台帳ファイル】 別紙2「(別添1-2)軽自動車税」	-	地方税共同機構と軽自動車検査協会の納付状況の確認について追記	事前	重要な変更にあたらぬ(事後で足りるが事前に提出)
令和4年6月30日	【個人住民税課税台帳ファイル】 【軽自動車税管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な方法	【システム以外】 ①職員の退職・異動に伴うアクセス権限管理については、人事課から提供される情報を基に、情報システム課が管理する認証基盤に設定する。 ②認証基盤に設定した情報を基に情報システム課にて税務システムにアクセス権限の設定を反映する。課税課は設定されたアクセス権限が適切であるか権限一覧等を用いて確認する。	【システム以外】 ①職員の退職・異動に伴うアクセス権限管理については、人事課から提供される情報を基に、情報政策課が管理する認証基盤に設定する。 ②認証基盤に設定した情報を基に情報政策課にて税務システムにアクセス権限の設定を反映する。課税課は設定されたアクセス権限が適切であるか権限一覧等を用いて確認する。	事後	重要な変更にあたらぬ(組織変更のため変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	【軽自動車税管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	【事前の手続等】 (1)省略 (2)各つづりを、施錠可能な保管庫にて法定年数である7年間保管している。	【事前の手続等】 (1)省略 (2)①は1年保存。②④は③⑤で廃車・消滅等の申告を受けるまで保存し、廃車・消滅等の申告を受けてから5年保存。 ③⑤は5年保存。各つづりは施錠可能な保管庫にて保管している。	事後	重要な変更にあたらぬ(書類の種類ごとに詳細を記入)
令和4年6月30日	【収納管理台帳ファイル】 Ⅱ特定個人情報ファイルの概要、収納管理台帳ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事業4.⑤委託先名	株式会社アール&キャリア	株式会社KDS	事後	重要な変更にあたらぬ(委託先の変更)
令和4年6月30日	【収納管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用、リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権のない職員等)によって不正に使用されるリスク、アクセス権限の発効・失効の管理、具体的な管理方法	【事前の手続等】 ①職員の異動に伴うアクセス権管理については、人事課から提供される情報を基に、情報システム課にて情報システム課が管理する認証基盤に設定する。 ②省略	【事前の手続等】 ①職員の異動に伴うアクセス権管理については、人事課から提供される情報を基に、情報政策課にて同課が管理する認証基盤に設定する。 ②省略	事後	重要な変更にあたらぬ(組織名称の変更、文言の修正)
令和4年6月30日	【収納管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用、リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権のない職員等)によって不正に使用されるリスク、アクセス権限の管理、具体的な管理方法	【事前の手続等】 ①職員の異動に伴うアクセス権管理については、人事課から提供される情報を基に、情報システム課にて情報システム課が管理する認証基盤に設定する。 ②省略	【事前の手続等】 ①職員の異動に伴うアクセス権管理については、人事課から提供される情報を基に、情報政策課にて同課が管理する認証基盤に設定する。 ②省略	事後	重要な変更にあたらぬ(組織名称の変更、文言の修正)
令和4年6月30日	【滞納管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用、リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権のない職員等)によって不正に使用されるリスク、アクセス権限の発効・失効の管理、具体的な管理方法	【事前の手続等】 ①省略 ・人事異動の発令や担当する職務の変更等があるときは、その都度ユーザ登録の状況を点検し、異動、退職等で不要になったユーザIDは、速やかに削除しなければならない。 ・省略	【事前の手続等】 ①省略 ・人事異動の発令や担当する職務の変更等があるときは、その都度ユーザ登録の状況を点検し、異動、退職等で不要になったユーザIDは、速やかに利用停止にしなければならない。 ・省略	事後	重要な変更にあたらぬ(文言の変更)
令和4年6月30日	【滞納管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用、リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権のない職員等)によって不正に使用されるリスク、アクセス権限の管理、具体的な管理方法	【事前の手続等】 ①省略 ・人事異動の発令や担当する職務の変更等があるときは、その都度ユーザ登録の状況を点検し、異動、退職等で不要になったユーザIDは、速やかに削除しなければならない。 ・省略	【事前の手続等】 ①省略 ・人事異動の発令や担当する職務の変更等があるときは、その都度ユーザ登録の状況を点検し、異動、退職等で不要になったユーザIDは、速やかに利用停止にしなければならない。 ・省略	事後	重要な変更にあたらぬ(文言の変更)
令和4年6月30日	【評価実施手続】 Ⅵ評価実施手続 1基礎項目評価 ①実施日	令和3年12月22日	令和4年6月1日	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。(しきい値の再判定の実施)
令和5年6月30日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 ＜情報提供ができる根拠法令＞	(略) 別表第二 71項関係: 条項未制定(労働施策総合推進法関係) (略)	(略) 別表第二 71項関係: 第39条の2(労働施策総合推進法関係) (略)	事後	重要な変更にあたらぬ(法令改正による条ずれ、法名の修正)
令和5年6月30日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 ＜個人住民税＞	-	「地方税ポータルセンタ」の取扱業務増加に伴う図の見直し。	事前	重要な変更にあたらぬ(電子化による修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月30日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 《個人住民税》 別紙1「事務の概要(個人住民税)」	(随時) (略) ・受領した情報のうち、1月1日現在の居住地が他の市区町村であった場合、当該市区町村へ資料を回送する。	(随時) (略) ・受領した情報のうち、1月1日現在の居住地が他の市区町村であった場合、当該市区町村へ資料を回送する。 ・住民が納税管理人を定める場合、納税管理人(申告・申請)書から送付先情報等を取得する。	事前	重要な変更にあたらぬ(電子化による修正)
令和5年6月30日	I 基本情報 (別添1-2)事務の内容 《軽自動車税》	「納付状況提供」 「納付確認」	「⑤納付状況提供」 「⑤納付確認」 ※矢印内に番号を追加	事後	重要な変更にあたらぬ(軽微な文言修正)
令和5年6月30日	【個人住民税課税台帳ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	地方税法第20条の11、第317条の2～第317条の3の3、第325条、附則第7条、大田区特別区税条例第23条～第24条の3、附則第5条、大田区個人情報保護条例第7条～第9条の2に使用目的を明示している。	地方税法第20条の11、第317条の2～第317条の3の3、第325条、附則第7条、大田区特別区税条例第23条～第24条の3、附則第5条、個人情報保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」という。)第61条～第64条に使用目的を明示している。	事後	重要な変更にあたらぬ(法令改正による引用法令の修正)
令和5年6月30日	【個人住民税課税台帳ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	トッパン・フォームズ株式会社	TOPPANエッジ株式会社	事後	重要な変更にあたらぬ(法人名称の変更)
令和5年6月30日	【個人住民税課税台帳ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	株式会社アール&キャリア	株式会社アイネスリレーションズ	事後	重要な変更にあたらぬ(委託先変更に伴う修正)
令和5年6月30日	【個人住民税課税台帳ファイル(eLTAX)】 II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	地方税法第20条の11、第317条の2～第317条の3の3、第325条、附則第7条、大田区特別区税条例第23条～第24条の3、附則第5条、大田区個人情報保護条例第7条～第9条の2に使用目的を明示している。	地方税法第20条の11、第317条の2～第317条の3の3、第325条、附則第7条、大田区特別区税条例第23条～第24条の3、附則第5条、個人情報保護法第61条～第64条に使用目的を明示している。	事後	重要な変更にあたらぬ(法令改正による引用法令の修正)
令和5年6月30日	【軽自動車税管理台帳ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	地方税法第463条の19、番号法第9条、当区個人情報保護条例第7～9条、別表「大田区税務情報の取扱いに関する規定・外部提供についての事前一括承認基準」に基づき入手することで、本人に明示されている。	地方税法第463条の19、番号法第9条、個人情報保護法第61条～第64条に使用目的を明示している。	事後	重要な変更にあたらぬ(法令改正による引用法令の修正)
令和5年6月30日	【軽自動車税管理台帳ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	トッパン・フォームズ株式会社	TOPPANエッジ株式会社	事後	重要な変更にあたらぬ(法人名称の変更)
令和5年6月30日	【個人住民税課税台帳ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	【課税資料情報】 ○給与支払報告書記載情報(*) ○公的年金支払報告書記載情報(*) ○特別区民税・都民税記載情報(*) ○所得税確定申告書記載情報(*) ○寄附金税額控除に係る申告特例通知書記載情報	【課税資料情報】 ○給与支払報告書記載情報(*) ○公的年金支払報告書記載情報(*) ○特別区民税・都民税申告書記載情報(*) ○所得税確定申告書記載情報(*) ○寄附金税額控除に係る申告特例通知書記載情報	事後	重要な変更にあたらぬ(軽微な文言修正)
令和5年6月30日	【個人住民税課税台帳ファイル(eLTAX)】 II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	(略) 【寄附金税額控除申告特例管理情報】 ○寄附金税額控除に係る申告特例通知書記載情報 【国税情報】 (略)	(略) 【寄附金税額控除申告特例管理情報】 ○寄附金税額控除に係る申告特例通知書記載情報 【納税管理人管理情報】 ○特別区民税・都民税 納税管理人(申告・申請)書記載情報 【国税情報】 (略)	事後	重要な変更にあたらぬ(電子化による修正)
令和5年6月30日	【個人住民税課税台帳ファイル】 III 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容	【事前の手続等】 (略) ②システム改修・データ連携を開始する前に、個人情報保護審査会へ連携するデータ項目を報告し、承認を得るルールを定めている。なお、報告するデータ項目は事務で必要な項目のみである。 (略) 【システム】 ①事務に必要な情報項目(個人情報保護審査会より承認を得た項目)のみでデータレイアウトを構成し、区民情報系基盤システムデータのうち、税務システムではデータレイアウトで定められたもののみ受信可能な設計としている。	【事前の手続等】 (略) ②システム改修・データ連携を開始する前に、連携するデータ項目を情報セキュリティ部会の承認を得て、個人情報保護審査会に報告するルールを定めている。なお、報告するデータ項目は事務で必要な項目のみである。 (略) 【システム】 ①事務に必要な情報項目(個人情報保護審査会又は情報セキュリティ部会より承認等を得た項目)のみでデータレイアウトを構成し、区民情報系基盤システムデータのうち、税務システムではデータレイアウトで定められたもののみ受信可能な設計としている。	事後	重要な変更にあたらぬ(法令改正による表現の修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月30日	【個人住民税課税台帳ファイル】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用リスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	【事前の手続等】 (略) ②システム改修・データ連携を開始する前に、個人情報保護審議会へ連携するデータ項目を報告し、承認を得るルールを定めている。なお、報告するデータ項目は事務で必要な項目のみである。	【事前の手続等】 (略) ②システム改修・データ連携を開始する前に、連携するデータ項目を情報セキュリティ部会の承認を得て、個人情報保護審議会に報告するルールを定めている。なお、報告するデータ項目は事務で必要な項目のみである。 (略)	事後	重要な変更にあたらぬ(法令改正による表現の修正)
令和5年6月30日	【個人住民税課税台帳ファイル】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用リスク3:従業者が事務外で使用するリスク	【事前の手続等】 (略) ①条例において事務の目的以外で利用してはならないことを定めている。	【事前の手続等】 (略) ①法令等において事務の目的以外で利用してはならないことを定めている。	事後	重要な変更にあたらぬ(法令改正による表現の修正)
令和5年6月30日	【個人住民税課税台帳ファイル】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール	【事前の手続等】 (略) ②事務に関係のないシステムとの接続による不正な提供・移転を防止するために、他のシステムと接続する場合、大田区個人情報保護審議会に連携するデータ項目を報告し、承認を得ないとシステムの接続やデータ連携を行ってはいけない。	【事前の手続等】 (略) ②事務に関係のないシステムとの接続による不正な提供・移転を防止するために、他のシステムと接続する場合、連携するデータ項目を情報セキュリティ部会の承認を得て、個人情報保護審議会報告後にシステムの接続やデータ連携を行う。	事後	重要な変更にあたらぬ(法令改正による表現の修正)
令和5年6月30日	【個人住民税課税台帳ファイル】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転リスク2:不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	【事前の手続等】 (略) ②個人情報保護審議会へ諮問・報告する内容に連携するデータ項目も明示し、承認等を得た後にシステム改修・データ連携を行う。 (略) ④大田区個人情報保護審議会承認を得られたシステム以外と接続してはならないルールを定めている。	【事前の手続等】 (略) ②連携するデータ項目を情報セキュリティ部会の承認を得て、個人情報保護審議会報告後にシステム改修・データ連携を行う。 (略) ④情報セキュリティ部会の承認を得て、個人情報保護審議会に報告をしたシステム以外と接続してはならないルールを定めている。	事後	重要な変更にあたらぬ(法令改正による表現の修正)
令和5年6月30日	【個人住民税課税台帳ファイル】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転リスク3:誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	【システム】 ①大田区個人情報保護審議会の承認が得られた情報項目(提供が必要な項目)のみをデータレイアウトに定義し、設計している。(システムにおける措置として記載。)	【システム】 ①情報セキュリティ部会の承認を得て、個人情報保護審議会に報告をした情報項目(提供が必要な項目)のみをデータレイアウトに定義し、設計している。(システムにおける措置として記載。)	事後	重要な変更にあたらぬ(法令改正による表現の修正)
令和5年6月30日	【個人住民税課税台帳ファイル】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5:不正な提供が行われるリスク	【事前の手続等】 ①個人情報保護審議会へ諮問・報告する内容に連携するデータ項目も明示し、承認等を得た後にシステム改修・データ連携を開始している。	【事前の手続等】 ①情報セキュリティ部会の承認を得て、個人情報保護審議会に報告をする内容に連携するデータ項目も明示し、承認等を得た後にシステム改修・データ連携を開始している。	事後	重要な変更にあたらぬ(法令改正による表現の修正)
令和5年6月30日	【個人住民税課税台帳ファイル】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6:不適切な方法で提供されるリスク	【事前の手続等】 ①個人情報保護審議会へ諮問・報告する内容に連携するデータ項目も明示し、承認等を得た後にシステム改修・データ連携を開始している。	【事前の手続等】 ①情報セキュリティ部会の承認を得て、個人情報保護審議会に報告をする内容に連携するデータ項目も明示し、承認等を得た後にシステム改修・データ連携を開始している。	事後	重要な変更にあたらぬ(法令改正による表現の修正)
令和5年6月30日	【個人住民税課税台帳ファイル】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7:誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	【事前の手続等】 ①個人情報保護審議会へ諮問・報告する内容に連携するデータ項目も明示し、承認等を得た後にシステム改修・データ連携を開始している。	【事前の手続等】 ①情報セキュリティ部会の承認を得て、個人情報保護審議会に報告をする内容に連携するデータ項目も明示し、承認等を得た後にシステム改修・データ連携を開始している。	事後	重要な変更にあたらぬ(法令改正による表現の修正)
令和5年6月30日	【個人住民税課税台帳ファイル(eLTAX)】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク3:従業者が事務外で使用するリスク	【事前の手続等】 (略) ①条例において事務の目的以外で利用してはならないことを定めている。	【事前の手続等】 (略) ①法令等において事務の目的以外で利用してはならないことを定めている。	事後	重要な変更にあたらぬ(法令改正による表現の修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月30日	【軽自動車税管理台帳ファイル】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容	【事前の手続等】 (略) ②システム改修・データ連携を開始する前に、個人情報保護審議会へ連携するデータ項目を報告し、承認を得るルールを定めている。なお、報告するデータ項目は事務で必要な項目のみである。 (略) 【システム】 ①事務に必要な情報項目(個人情報保護審議会より承認を得た項目)のみでデータレイアウトを構成し、区民情報系基盤システムデータのうち、税務システムではデータレイアウトで定められたもののみ受信可能な設計としている。	【事前の手続等】 (略) ②システム改修・データ連携を開始する前に、連携するデータ項目を情報セキュリティ部会の承認を得て、個人情報保護審議会に報告するルールを定めている。なお、報告するデータ項目は事務で必要な項目のみである。 (略) 【システム】 ①事務に必要な情報項目(個人情報保護審議会又は情報セキュリティ部会より承認等を得た項目)のみでデータレイアウトを構成し、区民情報系基盤システムデータのうち、税務システムではデータレイアウトで定められたもののみ受信可能な設計としている。	事後	重要な変更にあたらぬ(法令改正による表現の修正)
令和5年6月30日	【軽自動車税管理台帳ファイル】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	【事前の手続等】 (略) ②システム改修・データ連携を開始する前に、個人情報保護審議会へ連携するデータ項目を報告し、承認を得るルールを定めている。なお、報告するデータ項目は事務で必要な項目のみである。	【事前の手続等】 (略) ②システム改修・データ連携を開始する前に、連携するデータ項目を情報セキュリティ部会の承認を得て、個人情報保護審議会に報告するルールを定めている。なお、報告するデータ項目は事務で必要な項目のみである。 (略)	事後	重要な変更にあたらぬ(法令改正による表現の修正)
令和5年6月30日	【軽自動車税管理台帳ファイル】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	【事前の手続等】 (略) (2) ①は1年保存。②④は③⑤で廃車・消滅等の申告を受けるまで保存し、廃車・消滅等の申告を受けてから5年保存。 (略)	【事前の手続等】 (略) (2) ①は1年保存。②④は③⑤で廃車・消滅等の申告を受けるまで保存し、廃車・消滅等の申告を受けてから5年保存。 (略)	事後	重要な変更にあたらぬ(軽微な文言修正)
令和5年6月30日	【軽自動車税管理台帳ファイル】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	【事前の手続等】 (略) ①条例において事務の目的以外で利用してはならないことを定めている。	【事前の手続等】 (略) ①法令等において事務の目的以外で利用してはならないことを定めている。	事後	重要な変更にあたらぬ(法令改正による表現の修正)
令和5年6月30日	【軽自動車税管理台帳ファイル】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール	【事前の手続等】 (略) ②事務に関係のないシステムとの接続による不正な提供・移転を防止するために、他のシステムと接続する場合、大田区個人情報保護審議会に連携するデータ項目を報告し、承認を得ないとシステムの接続やデータ連携を行ってはいけない。	【事前の手続等】 (略) ②事務に関係のないシステムとの接続による不正な提供・移転を防止するために、他のシステムと接続する場合、連携するデータ項目を情報セキュリティ部会の承認を得て、個人情報保護審議会報告後にシステムの接続やデータ連携を行う。	事後	重要な変更にあたらぬ(法令改正による表現の修正)
令和5年6月30日	【軽自動車税管理台帳ファイル】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	【事前の手続等】 (略) ②大田区個人情報保護審議会承認を得られたシステム以外と接続してはならないルールを定めている。	【事前の手続等】 (略) ②情報セキュリティ部会の承認を得て、個人情報保護審議会に報告をしたシステム以外と接続してはならないルールを定めている。	事後	重要な変更にあたらぬ(法令改正による表現の修正)
令和5年6月30日	【収納管理台帳ファイル】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容	【事前の手続等】 ①(省略) ②システム改修・データ連携を開始する前に、個人情報保護審議会へ連携するデータ項目を報告し、承認を得るルールを定めている。なお、報告するデータ項目は事務で必要な項目のみである。 ③(省略) 【システム】 ①事務に必要な情報項目(個人情報保護審議会より承認を得た項目)のみでデータレイアウトを構成し、区民情報系基盤システムデータのうち、税務システムではデータレイアウトで定められたもののみ受信可能な設計としている。	【事前の手続等】 ①(省略) ②システム改修・データ連携を開始する前に、情報セキュリティ部会の承認及び個人情報保護審議会へ報告している。なお、報告するデータ項目は事務で必要な項目のみである。 ③(省略) 【システム】 ①事務に必要な情報項目(情報セキュリティ部会の承認及び個人情報保護審査会への報告を行った項目)のみでデータレイアウトを構成し、区民情報系基盤システムデータのうち、税務システムではデータレイアウトで定められたもののみ受信可能な設計としている。	事後	重要な変更にあたらぬ(法令改正による表現の修正)
令和5年6月30日	【収納管理台帳ファイル】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	①(省略) ②システム改修・データ連携を開始する前に、個人情報保護審議会へ連携するデータ項目を報告し、承認を得るルールを定めている。なお、報告するデータ項目は事務で必要な項目のみである。 ③(以下省略)	①(省略) ②システム改修・データ連携を開始する前に、情報セキュリティ部会の承認及び個人情報保護審議会へ報告している。なお、報告するデータ項目は事務で必要な項目のみである。 ③(以下省略)	事後	重要な変更にあたらぬ(法令改正に伴う字句の修正)
令和5年6月30日	【収納管理台帳ファイル】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	【事前の手続等】 (全般)システム利用職員への研修において、下記のシステム対策や他自治体での事例等を紹介し、事務外利用の禁止等について周知・徹底する。 ①条例において事務の目的以外で利用してはならないことを定めている。 ②以下省略	【事前の手続等】 (全般)システム利用職員への研修において、下記のシステム対策や他自治体での事例等を紹介し、事務外利用の禁止等について周知・徹底する。 ①法令等において事務の目的以外で利用してはならないことを定めている。 ②以下省略	事後	重要な変更にあたらぬ(法令改正に伴う字句の修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月30日	【収納管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取 扱いプロセスにおけるリスク対 策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われ るリスク リスクに対する措置の内容	【事前の手続等】 ①個人情報保護審議会へ諮問・報告する内容 に連携するデータ項目も明示し、承認等を得た 後にシステム改修・データ連携を開始している。	【事前の手続等】 ①情報セキュリティ部会の承認及び個人情報保 護審議会へ報告を行った項目のみシステム改 修・データ連携を開始している。	事後	重要な変更にあたらぬ(法 改正に伴う字句の修正)
令和5年6月30日	【収納管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取 扱いプロセスにおけるリスク対 策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク6: 不適切な方法で提供 されるリスク リスクに対する措置の内容	【事前の手続等】 ①個人情報保護審議会へ諮問・報告する内容 に連携するデータ項目も明示し、承認等を得た 後にシステム改修・データ連携を開始している。	【事前の手続等】 ①情報セキュリティ部会の承認及び個人情報保 護審議会へ報告を行った項目のみシステム改 修・データ連携を開始している。	事後	重要な変更にあたらぬ(法 改正に伴う字句の修正)
令和5年6月30日	【収納管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取 扱いプロセスにおけるリスク対 策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク7: 誤った情報を提供し てしまうリスク、誤った相手に 提供してしまうリスク リスクに対する措置の内容	【事前の手続等】 ①個人情報保護審議会へ諮問・報告する内容 に連携するデータ項目も明示し、承認等を得た 後にシステム改修・データ連携を開始している。 ②以下省略	【事前の手続等】 ①情報セキュリティ部会の承認及び個人情報保 護審議会へ報告を行った項目のみシステム改 修・データ連携を開始している。 ②以下省略	事後	重要な変更にあたらぬ(法 改正に伴う字句の修正)
令和5年6月30日	【滞納管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取 扱いプロセスにおけるリスク対 策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付 け、事務に必要な情報と の紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシ ステムにおける措置の内容	①(省略) ②(省略) ③システム改修・データ連携を開始する前に、 個人情報保護審議会へ連携するデータ項目を 報告し、承認を得るルールを定めている。なお、 報告するデータ項目は事務で必要な項目のみ である。 ④(省略)	①(省略) ②(省略) ③システム改修・データ連携する項目は情報セ キュリティ部会の承認及び個人情報保護審議 会へ報告を行っている。なお、報告するデー タ項目は事務で必要な項目のみである。 ④(省略)	事後	重要な変更にあたらぬ(法 改正に伴う字句の修正)
令和5年6月30日	【滞納管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取 扱いプロセスにおけるリスク対 策 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使 用するリスク 事務で使用するその他のシ ステムにおける措置の内容	【事前の手続等】 (全股)システム利用職員への研修において、 下記のシステム対策や他自治体での事例等を 紹介し、事務外利用の禁止等について周知・徹 底する。 ①条例において事務の目的以外で利用しては ならないことを定めている。 ②以下省略	【事前の手続等】 (全股)システム利用職員への研修において、 下記のシステム対策や他自治体での事例等を 紹介し、事務外利用の禁止等について周知・徹 底する。 ①法令等において事務の目的以外で利用して はならないことを定めている。 ②以下省略	事後	重要な変更にあたらぬ(法 改正に伴う字句の修正)